

まず、こちらにご記入のうえご連絡ください。電話番号：03-5962-3807

事前相談書

平成 年 月 日

申請者の連絡先 ()

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

1. 既存住宅の建設住宅性能表示サービスの利用目的について（複数可）

住宅をリフォーム・増改築した（する）ため

住宅を転売するため（仲介者：_____、買者：_____）

既存住宅を購入するため（売主：_____、仲介者：_____）

既存住宅を仲介・斡旋するため（売主：_____、買者：_____）

新築住宅の建設住宅性能表示サービスを受けられなかったため

指定住宅紛争処理機関を利用するため

住宅に欠陥がある（と考えられる）ので、第三者の検査結果を知りたいため

その他（_____）

2. サービスを申請される方の属性について（どれか一つ）

リフォーム業者又は増改築業者

既存住宅の仲介業者

住宅所有者又は住宅管理者

新築時の工事施工者

既存住宅の購入予定者

新築時の売主（販売業者）

その他（_____）

3. 住宅の不具合の有無について（買主の方は、売主の方にご確認ください）

不具合はない

不具合がある（以下にお進みください）

4. （不具合がある場合）主な不具合について（複数可）

地盤の沈み、傾き

床のきしみ

白蟻の発生

柱や内壁の傾き

基礎の割れ、破損

柱や内壁のひび割れ、損傷

土台の割れ、破損

天井や壁の結露

外壁の割れ、破損

屋根や壁からの漏水

床の傾き

敷地への雨水の流入

その他（_____）

5. 特に詳しく検査・評価してほしいことについて

次項につづく

6. 図面類の整備状況について

ない

概略を示した図面

設計者や施工業者が作成した図面

建築確認申請に用いた図面・計算書

住宅金融公庫融資に用いた図面・計算書

新築住宅の住宅性能評価に用いた図面・計算書

増築・改築時の図面

その他（

）

7. 現場検査の立会いについて（複数可）

売主

買主

仲介業者

新築時の設計者

新築時の施工業者

新築時の販売業者

その他（

）

8. 他に確認したいことがありましたらご記入ください

< 既存住宅の性能表示制度についてご注意 >

1) 新築の性能表示制度では、施工段階のチェックも行いますが、既存住宅の性能表示制度では、外観の目視を中心としたチェックになるため、チェックできる範囲には限界があります。

2) 指定住宅性能表示機関の業務は、現況を検査し、不具合事象の有無を評価書に記載する迄に限られています。ですから、瑕疵の有無や補修の程度について言及することや補修方法を提案すること、補修業者を紹介すること等ができませんので予めご了承ください。

3) 建物の状態は時間と共に変化しますので、評価結果は、検査・評価の時点のものであり、その後の変化がないことを保証するものではありません。ですから、適切な維持管理のためには、定期的・継続的な評価が効果的です。

4) 既存住宅の売買時に制度を利用する場合、評価書の内容を契約内容とする旨の合意がなければ、売主が買主に対して検査時の状態で引き渡すことを約束したことはありません。

以上